

第1章 型わく支保工用のパイプサポート等

第1節 パイプサポート

1 適 用

この基準は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第10号に定めるパイプサポートについて適用する。
ただし、厚生労働省労働基準局長の適用除外を受けたものについては、該当箇所の関係規定は適用しない。

2 種 類

パイプサポートの種類は、最大使用長に応じ、次表のとおりとする。

種 類	最大使用長 (mm)
1 種	3850以上4000未満
2 種	3350以上3500以下
3 種	2950以上3100以下
4 種	2550以上2700以下
5 種	2200以下

【解 説】

パイプサポートの標準寸法をあらかじめ定めておくことが製造者又は施工業者にとって便利であるので、仮設工業会の認定基準において、標準寸法を定めることとしたものである。

なお、本表に示す標準寸法以外のものについても、本認定基準は適用されるものである。

3 材 料 等

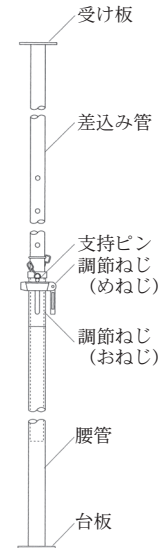
- (1) 型わく支保工用のパイプサポート（以下「パイプサポート」という。）の各部に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格に適合するもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

構 成 部 分		規 格
腰 管		日本産業規格G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK400の規格
差 込 み 管		日本産業規格G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK500の規格
調 節 ね じ	お ね じ	日本産業規格G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に定めるSGPの規格
	め ね じ	日本産業規格G 5501（ねずみ鉄品）に定めるFC200の規格
支 持 ピ ン		日本産業規格G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）に定めるS 35 Cの規格
受 け 板 及 び 台 板		日本産業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格

- (2) パイプサポートの各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

【解 説】

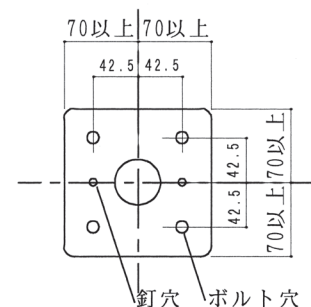
- (1) (1) の本文中、「機械的性質」とは、特に「引張強さ」を指すものである。
- (2) (1) の表の左欄に掲げる構成部分は、それぞれ図－１に示す部分をいうものである。
- (3) (2) の「著しい損傷、変形」については、一般に強度上の著しい欠点となる割れ、二枚割れ、曲がり、へこみ等をいうものである。



図－１ パイプサポートの例

4 構 造

- (1) パイプサポートは、腰管、差込み管、調節ねじ、支持ピン、受け板及び台板を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。
 - a 最大使用長（パイプサポートを最大の長さに伸ばした場合における受け板の上端部から台板の下端部までの距離をいう。以下同じ。）が4000mm未満であること。
 - b パイプサポートを最大の長さに伸ばした場合における差込み管と腰管部（腰管、台板及び調節ねじから成る部分をいう。以下同じ。）とが重なる部分の長さが、280mm（最大使用長が2500mm未満のものにあっては、150mm）以上であること。
 - c 腰管部の長さが最大使用長の50％（その値が1600mmを超える場合にあっては1600mm）以上であること。
 - d 腰管の外径が60.2mm以上（ $60.5 \pm 0.3\text{mm}$ ）であって、かつ、その肉厚が2.0mm以上（ $2.3 \pm 0.3\text{mm}$ ）であること。
 - e 差込み管がパイプサポートの長さを調節するためのピン穴を有し、差込み管の外径が48.3mm以上（ $48.6 \pm 0.25\text{mm}$ ）であって、かつ、その肉厚が2.2mm以上（ $2.5 \pm 0.3\text{mm}$ ）であること。
 - f 調節ねじのめねじ部の長さが30mm以上であること。
 - g 支持ピンの直径が11.0mm以上であること。
 - h 受け板及び台板の板厚が5.4mm以上であること。
 - i 受け板及び台板が図－２に示す寸法であって、かつ、同図に示す位置に直径12mm以上であるボルト穴を4個及び直径4mm以上である釘穴を2個以上有すること。
 - j 受け板及び台板に水抜き穴を有すること。
- (2) パイプサポートの調節ねじは、次の各号によるものとする。
 - a ピッチは、6mm以上とすること。
 - b おねじを切ってある部分の長さは、150mm以上とすること。



備考 寸法の単位は、mmとする。

図－２